

※登録番号

国分浜 車両入場登録申請書

伏木富山港港湾管理者富山県

富山県知事 新田 八朗 殿

(郵便番号)

住 所

(ふりがな)

氏 名

電 話 番 号

国分浜への車両での入場について、次のとおり関係資料を添えて申請します。

車両番号 (トレーラー)	()	
	免許番号	第 号
船舶に関する情報 (船舶を使用する場合に記載)	免許番号	第 号
	船舶番号	— ()
車両とともに持ち込む 予定の物の概要		

備考

- 次の資料を添付すること。
 - 誓約書
 - 自動車運転免許証の写し
 - 車検証の写し
 - トレーラーの車検証の写し(トレーラーを使用する場合)
 - 船舶免許証の写し(船舶を使用する場合)
 - 船舶検査証書の写し(船舶を使用する場合)
 - その他車両とともに持ち込む予定の物の概要がわかるもの(写真等)
 - 利用承諾書(車両及び船舶が法人名義又は共同所有の場合)
 - 申請及び入場証の受け取りにあたっては、別紙留意事項をよく確認すること。
 - ※印欄は、記載しないこと。
 - 国分浜 車両入場登録は、申請した年のみ有効です。
- 本書に記載された情報は国分浜入場車両管理以外の目的に使用しません。

国分浜 車両入場登録申請に関する留意事項

1. 入場登録申請書の提出方法は、伏木港事務所へのメール若しくは直接提出とします。なお、伏木港事務所の受付時間は、午前9時～午後5時15分まで（平日のみ）です。
2. 入場登録申請は、入場を希望する日までに完了してください。
3. 登録者には「国分浜入場車両等登録証」を交付しますので、利用期間が終了する日まで保管してください。
4. 登録内容に変更があった場合、「国分浜入場車両等登録証」を紛失した場合には、再申請が必要です。
5. 登録内容に虚偽が判明した場合、国分浜の利用に当たって他人に迷惑をかける行為が認められた場合若しくは管理者の指示に従わない場合は、登録を取り消します。この場合、原則として再申請は認めません。
6. 車両で国分浜へ入場するためには、入場登録申請と別に入場申し込みを行い、入場証が必要となりますので、注意してください。
7. 法人名義又は共同所有の車両・船舶を登録する場合は、法人の代表者若しくは共有名義人の利用承諾書を提出してください。
8. 入場登録は、個人利用の場合に限り認めます。（レンタル事業者等が不特定多数の人が利用する車両や船舶を登録することは認めません。）
9. 入場前日までの申込数が上限(25 台)に達していない場合に限り、当日の入場を認めます。当日入場を希望する場合は、現地監視員に「国分浜入場車両等登録証」を提示し、確認を受けてください。なお、「国分浜入場車両等登録証」を提示できない場合や、来場時点で入場車両が上限(25 台)に達している場合は、入場できません。

申込書提出等連絡先（富山県伏木港事務所）

住 所：富山県高岡市伏木湊町5－15

メールアドレス：afushikikojimu@pref.toyama.lg.jp

電 話：0766－44－0277

(記入例)

※登録番号

国分浜 車両入場登録申請書

伏木富山港港湾管理者富山県
富山県知事 新田 八朗 殿

(郵便番号) 930-8501

住 所 富山市新総曲輪1-7

(ふりがな) とやま たろう

氏 名 富山 太郎

電 話 番 号 090-1234-5678

国分浜への車両での入場について、次のとおり関係資料を添えて申請します。

車両番号 (トレーラー)	富山599 あ 30-15 (富山899 あ 30-15)	
	免許番号	第012310123451号
船舶に関する情報 (船舶を使用する場合に記載)	免許番号	第0123456789012号
	船舶番号	200-00000 (富山)
車両とともに持ち込む 予定の物の概要	BBQ 道具	コンロ (炭)、テーブル、椅子
	テント	タープ一式
	SUP	一式

備考

- 次の資料を添付すること。
 - 誓約書
 - 自動車運転免許証の写し
 - 車検証の写し
 - トレーラーの車検証の写し (トレーラーを使用する場合)
 - 船舶免許証の写し (船舶を使用する場合)
 - 船舶検査証書の写し (船舶を使用する場合)
 - その他車両とともに持ち込む予定の物の概要がわかるもの (写真等)
 - 利用承諾書 (車両及び船舶が法人名義又は共同所有の場合)
- 申請及び入場証の受け取りにあたっては、別紙留意事項をよく確認すること。
- ※印欄は、記載しないこと。
- 国分浜 車両入場登録は、申請した年のみ有効です。

本書に記載された情報は国分浜入場車両管理以外の目的に使用しません。